# 大分川漁業協同組合 内共第8号5種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、大分川漁業協同組合が免許を受けた内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場の区域内 (以下「漁場区域」という。)において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、はえ(おいかわ)、あまご(えのは)、もくずがに(つがに))の採捕(以下「遊漁」という。)について制限事項を定めることを目的とする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域において遊漁をしようとする者は、予め口頭により申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 組合は前項の申請があったときは、水産動植物の保護培養、組合員若しくは他の遊漁者(前項承認を受けた者をいう。)の行う水産動植物の採捕に著しく支障が認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。
- 3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条の遊漁料を同条第1項の規定により組合に納付しなければならない。

#### (漁具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動植物は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法によってこれを採捕してはならない。

ア水産動植物	イ 漁 具 漁 法
	潜水具(水中メガネ、シュノーケル、足ヒレ、アクアラング、ボンベ)
	チョンカケ
	ひき網、袋網
	火光を利用してする漁法(火振り等)
	水中に毒物を流して捕獲する漁法
	水中に爆発物を投じて捕獲する漁法
	水中に電流を流して捕獲する漁法
全 魚 種	小鮎せき(瀬干網漁法)
	かんづけ・箱づけ・びんづけ・おけづけ
	発射装置を有する「もり」又は「やす」
	まくり・投網・刺し網(建網)
	カニ籠・うけ・やな・うなぎ籠
	魚切り又は類似の漁法
	「石うち」又は「げんのううち」をしてする漁法
	すかしをして採捕する漁法
	20m以上ののべなわで採捕する漁法

- 2 大分川本流小野鶴橋から上流及び七瀬川露橋から上流においては、打鈎漁法によりあゆの遊漁をしてはならない。(但し、庄内町櫟木ダム堰堤上流はおとり獲りにする打鈎はこれにあらず。)
- 3 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁法でなければ遊漁することができない。

ア 遊漁の種類	イ 遊漁の方法
あゆ	手釣・竿釣・友がけ・徒手採捕
z v	手釣・竿釣・ばくだん釣・徒手採捕
ふな	手釣・竿釣・ばくだん釣・徒手採捕
はえ	手釣・竿釣・徒手採捕
わかさぎ	手釣・竿釣・徒手採捕・たも網(網口径 60 cm以内)
もくずがに	手釣•竿釣
えのは	竿釣
うなぎ	手釣・竿釣・のべなわ・徒手採捕

## (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゅ	6月1日から12月31日まで
あまご(えのは)	3月1日から9月30日まで
わかさぎ	10月1日から翌年4月10日まで

### (禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域において、それぞれイ欄の期間中、水産動物を 採捕してはならない。

	ア区域	イ期間
大分川	次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から基点三と基点四を結ん	9月20日から
	だ線に至る間の大分川の区域(大分市大字下宗方字古川 1027 番	11月20日まで
	に管理者が設置した標木から百十度の線から上流の七瀬川の区	
	域を除く。)	
	基点一 大分市大字光吉字井手ノ元 112 番の大分川右岸に管理	
	者が設置した標柱の位置	
	基点二 大分市大字畑中字居荒 637 番の大分川左岸に管理者が	
	設置した標柱の位置	
	基点三 大分市大字下宗方字古川 1027 番の大分川右岸に管理	
	者が設置した標柱の位置	
	基点四 大分市大字畑中字居荒 639 番の大分川左岸に管理者が	
	設置した標柱の位置	

(七瀬川と大分川との合流点より下流 430 メートル・上流 120 メートルの間)	
大分川 由布市庄内町檪木篠原えん堤上端から下流 100 メートルの間	1月1日から
	12月31日まで
大分川 由布市挾間町篠原発電所放水口下流端から下流 370 メートルの間	1月1日から
	12月31日まで
大分川 由布市湯布院町川上城橋下流端から下流同町川南御幸橋下流端	1月1日から
	12月31日まで
阿蘇野川 由布市庄内町十合野村内橋の上流から下流 500メートルの間	1月1日から
	12月31日まで
芹川 竹田市直入町大字長湯字湯原天満橋の上流端から下流肥後井ぜ	1月1日から
き上流端の間	12月31日まで
七瀬川 大分市大字野津原一の瀬橋を基点として上流 200 メートルの間	1月1日から
	12月31日まで
七瀬川 大分市大字下宗方字古川 1027 番に管理者が設置した標木から百	9月20日から
十度の線から上流の七瀬川の区域のうち、同標木から大分自動車	11月20日まで
道高架下流端までの間	

## (魚類の全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

魚 種 名	大きさ
う な ぎ	全長 21cm 以下

#### (遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条で遊漁の承認を得、第3条第3項の漁具漁法で遊漁する場合、大分川漁業協同組合事務所(大分市大字田原字下川原451-9)又は第3項に定める大分川漁業協同組合遊漁販売店、もしくは当該遊漁する場合において漁場監視員に下記遊漁料を納付しなければならない。但し、遊漁する場所において納付する場合の遊漁料は、下記遊漁料に500円を加算した額とする。

魚種	遊漁料	
あゆ・こい・ふな・はえ・うなぎ・わかさ ぎ・えのは(やまめ・あまご)もくずがに	年 券 (遊漁承認証+腕章)	5,000 円
(つがに)	日 券 (日券シール)	1,000 円

注 遊漁料の欄の()内は、組合が交付する遊漁承認証等及び鑑札を示す。

ただし、舟を使用する場合は一隻当たり 1,000 円 (1 日)、5,000 円 (1 年)を別途納付しなければならない。また、イカダを設置する場合は組合事務所において 1 枚当たり 2,500 円及び処理料預り金として、30,000 円 (撤去立会費 2,000 円を含む)を別途納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、中学生以下及び肢体不自由者は無料とする。
- 3 大分川漁業協同組合遊漁販売店は以下のとおりとする。

	まつき釣具店 光吉店	097-524-5050	大分市曲境目 1506-1
	㈱釣り具のイブ春日店	097-536-1091	大分市東春日町 7-7
	戸次店	097-597-1091	大分市中戸次 1261-47
	釣り具の三平 戸次店	097-597-5599	大分市中戸次北園 6072-1
大人	高城店	097-558-7799	大分市松原町 2-1-3
分市	おおくぼ(すし店)	097-588-1607	大分市野津原 2160-2
111	梅田釣具店	097-543-4625	大分市明磧2丁目9-3
	かめや釣具店大分萩原店	097-556-9141	大分市萩原 2 丁目 2-26
	タックルベリー 大分店	097-574-8870	大分市小池原 1155-2
	亀川店	0977-27-8010	別府市亀川浜田町 990-118
	合澤ますみ		由布市庄内町西長宝 2
由	大塚商店	097-585-1023	由布市庄内町阿蘇野栢ノ木 3194-2
布	ニューヤマザキデイリーストフ	了湯布院南店	由布市湯布院町川西 464-2
市	0977-28-2628		
	はさま由布川渓谷観光協会	097-583-2552	由布市挾間町朴木 14-2 会長 内田はつみ
竹竹	㈱おづる 湧水茶屋	0974-78-1755	竹田市直入町下田北 1385-5
	水の駅 おづる	0974-64-7277	竹田市直入町下田北 1319-1
市	吉野喜義(理髪店)	0974-75-2057	竹田市直入町下田北 3500-2
	森永釣具店	0974-78-1343	竹田市直入町長湯 7982-5
福	ハニースポット	092-432-6133	福岡県福岡市博多区東那珂 213-18
岡			
県			

### (遊漁承認証等及び鑑札に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第3項の遊漁料の納付を受け、同条第2項の承認を行ったときは、前条第1項の表のと おり別記様式(1)の遊漁承認証又は船使用承認証(以下「遊漁承認証等」という。)及び鑑札を交付するものと する。
- 2 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証等及び鑑札を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証等及び鑑札を他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

### (遊漁者に対する守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

#### (漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を つけるものとする。

## (違反者に対する処置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊魚者が既に納付した遊魚料の払い戻しはしないものとする。

この規則は、認可の日から実施する。 (令和6年1月1日認可) この規則は、認可の日から実施する。 (令和6年8月19日認可)

### 様式(1) 表

## 裏

### 遊漁承認証

下記の通り遊漁承認します。

記

	No	年 月	日
遊漁	住所	(TEL	)
者	氏名	生年月日	

承認期間 発行日より 年 月 日まで

魚 種 あゆ・うなぎ・こい・ふな・

えのは・はえ・わかさぎ・もくずがに

漁具漁法 竿釣・ばくだん釣・手釣・やす・のべ縄・徒手採捕

漁 場 大分川水系全域

(支派流を含む)

遊漁料 ¥ 5,000-

(漁場で購入の場合は別に500円付加徴収します)

大分川漁業協同組合 ⑩

## 禁止漁具漁法

- 1 潜水具(水中メガネ、シュノーケル、足ヒレ、アクアラン グ、ボンベ)
- 2 チョンカケ
- 3 ひき網、袋網
- 4 火光を利用してする漁法(火振り等)
- 5 水中に毒物を流して捕獲する漁法
- 6 水中に爆発物を投じて捕獲する漁法
- 7 水中に電流を流して捕獲する漁法
- 8 小鮎せき(瀬干網漁法)
- 9 かんづけ、箱づけ、びんづけ、おけづけ
- 10 発射装置を有する「もり」又は「やす」
- 11 まくり、投網、刺し網(建網)
- 12 カニ籠、うけ、やな、うなぎ籠
- 13 魚切り又は類似の漁法
- 14 「石うち」又は「げんのううち」をしてする漁法
- 15 すかしをして採捕する漁法
- 16 20m以上ののべなわで採捕する漁法
- 17 打鈎漁法 大分川本流小野鶴橋より上流、七瀬川露橋より上流(但し、庄内町櫟木ダム堰堤上流はおとり 獲りにする打鈎はこれにあらず)

#### <注 意 事 項>

- 1 遊漁中は本証(鑑札は見える所につける)を必ず携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しな ければならない。
- 4 遊漁者は相互に適切な距離を保ち、お互いに他の者の迷惑と なる行為をしてはならない。
- 5 遊漁者は組合員の行う漁業を妨げてはならない。
- 6 遊漁者は組合の定めた魚類の繁殖保護場では当該管理人の 指図に従わなければならない。
- 7 遊漁者が大分県内水面漁業調整規則及び本組合の遊漁規 則に違反する行為をしたときは、遊漁を停止し、又は拒絶する

#### 禁止区域〈期間〉

大分川 <9/20~11/20>

七瀬川と大分川との合流点より下流 430 米

上流 120 米の間(産卵場保護水面)

大分川 <1/1~12/31>

庄内町檪木ダム堰堤より下流 100 米の間

大分川 <1/1~12/31>

挾間町篠原発電所放水口下流端から370米の間

大分川 <1/1~12/31>

湯布院町川上城橋下流端より下流同町川南御幸橋の 間

#### 事がある。

- 8 いかなる者でも漁場を独占してはならない。
- 9 下記の魚類は禁漁期間中採捕してはならない

	魚種 禁漁期間							
あ		ゆ	1	月 1	日 ~	5 月	3 1	П
え	の	は	1	0	月	1	日	<b>\</b>
			翌	年	2	月	末	日
わ	かさ	ぎ	4	月 1	1 日	~ 9 月	3 0	日

※当組合は漁業権魚種の増繁殖に努力をしています。 皆様のご協力をお願い致します。 阿蘇野川 <1/1~12/31>

庄内町十合野村内橋より下流 500 米の間

芹川 <1/1~12/31>

直入町大字長湯字湯原天満橋より下流肥後井堰の間 600 米

七瀬川 <1/1~12/31>

野津原一の瀬橋より上流 200 米の間

七瀬川 <9/20~11/20>

大分川と七瀬川出会い保護水面七瀬川の標木から大 分自動車道高架下流端までの間

## 漁場監視員証

## 様式(2) 表

裏

No

# 漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

#### 有効期間

11/2	1/A11L1		
監	住所		
視	氏名	年令	
員	八石	1 <del>11</del> 17	才

発行者

大分川漁業協同組合 即

### <注 意 事 項>

- 1 漁場監視員は法令又は規則に従い違反漁業の防止に努める。
- 2 漁場監視員は監視員証を携帯しかつ漁場監視員であることを表示するバッチ又は腕章をつけるものとする。
- 3 漁場監視員は規則の励行に関し必要な指示を行うことが出来る。
- 4 漁場監視員は遊漁承認証を携帯せぬ者から 規定の遊漁料を徴収することが出来る。
- 5 漁場監視中は法令又は規則に基づく悪質な 違反を発見したときは監視員はその旨を取締 機関又は組合に報告することとする。
- 6 漁場監視員は常に適切公平な監視を行い必要以上の強制指示は厳につつしむこと。
- 7 その他